

管理 No.	不 004
--------	-------

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署：総務部 資産経営課
(管理係)

根拠区分	<input checked="" type="checkbox"/> 条例 ・ 規則
処分の名称	過料
根拠条例・規則の名称／条項	奈良市行政財産使用料条例(昭和49年奈良市条例第19号)第7条
処分権者	奈良市長
処分基準	<p>【根拠規定】</p> <p>奈良市行政財産使用料条例 (過料)</p> <p>第7条 詐偽その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科することができる。</p> <p>【基準規定】</p> <ul style="list-style-type: none">・奈良市行政財産使用料条例第7条・行政財産使用料債権管理マニュアル(公債権)
聴聞・弁明の機会の付与の区分	<input type="checkbox"/> 聴聞 <input checked="" type="checkbox"/> 弁明の機会の付与 <input type="checkbox"/> 適用除外(行政手続条例第13条第2項第 号該当)
最終更新日	平成31年4月1日更新